

徳島県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
ひろこ漢方内科クリニック	徳島市国府町観音寺二二四― 一	医療法人たかはし 内科	令和六年二月 一日